

令和7年度(2025年度)

高齢者住宅バリアフリー化 改修費補助事業



補助申請要領
(マニュアル)



交付決定前に
工事契約や工事着工をした場合は
補助金交付できません

令和7年度 募集期間

募集開始 令和7年(2025年) 4月 7日(月)

締め切り 令和8年(2026年) 1月15日(木)

熊本市 住宅政策課

目次

1. 高齢者住宅バリアフリー化改修費補助事業とは	1
2. 補助の要件	1
1. 補助対象者	1
2. 補助対象住宅	1
3. 補助対象工事	2
4. 施工業者の要件	3
5. 補助金額	3
3. 手続きの流れ	4
4. 主な提出書類	5
1. 交付申請	5
2. 完了実績報告	6
5. 変更や中止	7
1. 事業内容の変更	7
2. 事業の中止または廃止	7
6. 書類の記載方法	9
交付申請書	9
見積書	11
工事予定箇所の写真	12
住民基本台帳等の情報閲覧に関する同意書	14
委任状	15
住宅改修に係る承諾書	16
完了実績報告書件補助金交付請求書	17
代理受領委任状	18
工事完了箇所の写真	19
補助金交付変更承認申請書	21
補助事業中止（廃止）届	22
7. よくある質問と回答（Q&A）	23
1. 手続きについて	23
2. 補助対象工事について	25
【全般】	25

【手すりの取り付け】	27
【段差の解消】	28
【滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は外構通路の材料の変更】	29
【引き戸等への扉の取替え】	30
【洋式便器等への便器の取替え等】	31

1. 高齢者住宅バリアフリー化改修費補助事業とは

高齢者の方が住む住宅のバリアフリー化を促進することで家庭内事故を防止し、高齢者の居住の安定を図るため、高齢者の方に対し住宅のバリアフリー改修工事を行う際の工事費用の一部を補助するものです。

2. 補助の要件

1. 補助対象者

補助対象者は、以下の条件をすべて満たす方です。

(1) 熊本市に住所を有し、補助対象住宅に居住していること

(2) 満 65 歳以上であること

別表 1(要綱第 3 条関係)

(3) 世帯の全員が介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による要支援又は要介護認定を受けていないこと

(4) 世帯の 65 歳以上の方全員の年収が、熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金交付要綱別表 1 に定める年収であること

世帯種別	世帯の65歳以上の方全員の合計年収
満65歳以上の方が1人いる世帯	「総所得220万円未満」または、「年金収入＋その他総所得＝340万円未満」
満65歳以上の方が2人以上いる世帯	「総所得220万円未満」または、「年金収入＋その他総所得＝463万円未満」

(5) 市税を滞納していないこと

(6) 世帯の全員が熊本市暴力団排除条例第 2 条第 1 号から第 3 号の規定に該当しない者であること（暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者ではないこと）

2. 補助対象住宅

本補助事業において、住宅とは一戸建ての住宅、長屋建ての住宅の一住戸、共同住宅の一住戸、店舗等併用住宅とします。

補助対象住宅は、熊本市内の申請者が自ら居住する既存の住宅です。持家・借屋を問わず対象となりますが、借家の場合は所有者の承諾が必要です。

また、共同住宅の共用部分と、併用住宅の居住の用に供しない部分は対象外です。

3. 補助対象工事

補助対象工事は、補助対象者が行うバリアフリー改修工事であり、熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金交付要綱別表 2 に定める通りです。

対象工事ごとに、補助金の交付が受けられる工事内容が定められています。対象工事内容が確認でき、工事箇所ごとの仕様、数量、工事費が分かる工事見積書が申請時に必要です。

別表 2(要綱第 5 条関係)

対象工事	対象工事内容
手すりの取り付け	廊下、便所、浴室、居室、階段、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒防止もしくは移動または移乗動作に必要と思われるもの
段差の解消	各室間の床段差及び玄関から道路までの通路等の段差の解消及び緩和(持ち運びが可能なものは補助対象外) (1) 敷居を低くする (2) スロープの設置(幅1m まで) (3) 浴室床等のかさ上げ (4) 浴槽の取替え(またぎ高さ、浴槽深さ、浴室床と浴槽底の高低差が軽減される場合に限る) (5) 階段の段数の増加
滑り防止及び移動の円滑化のための床又は、外構通路の材料の変更	(1) 畳敷きから板張りや、クッション性の高いシートへの変更 (2) 浴室の床の滑りにくい材料への変更 (3) 外構通路面の滑りにくい舗装材、仕上げ材への変更
引き戸等への扉の取替え	(1) 開き戸の引き戸(自動ドアの引き戸の場合、動力部については補助対象外)、折れ戸、アコーディオンドア等への取替え (2) 使いやすいドアノブへの変更や戸車設置、交換 (3) 引き戸の新設(開き戸を引き戸に交換するより費用が廉価に抑えられる場合に限る)
洋式便器などへの便器の取替え等	(1) 和式便器の洋式便器への取替え(暖房や洗浄機能を有する洋式便器も補助対象) (2) 既設洋式便器のかさ上げ
上記の改修工事に付帯して必要となる改修工事	(1) 手すりの取付けのための壁下地の補強 (2) 浴室床の段差解消に伴う給排水工事 (3) 床材変更のための下地の補修、補強及び断熱材の充填 (4) 外構通路の舗装をする際の路盤の整備 (5) 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事 (6) 便器の取替え等に伴う床材の変更、給排水設備工事(水洗化、簡易水洗化に関わる部分及び電気工事は補助対象外)

4. 施工業者の要件

施工業者は、熊本市内に本社、支店、営業所等を有する中小企業者または個人事業主であることが要件となります。

中小企業者とは中小企業基本法第2条により、以下の表の通り定められています。該当するかどうかは、施工業者にご確認ください。

また、口頭の契約によらず工事請負契約書等を取り交してください。

業種	中小企業者	
	資本金	従業員の数
建設業 その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

※「資本金」、「従業員の数」のどちらか一方を満たせば、中小企業者に該当します

※ご自身・家族が行う工事については、25 ページを参照してください

5. 補助金額

バリアフリー改修工事に係る額に、以下の区分に応じた補助率をかけた額と、補助上限額のうち少ない額（千円未満の端数は切り捨て）が補助金額となります。1 世帯につき、補助上限額に至るまで複数回の申請が可能です。

世帯種別	補助率	補助 上限額
市民税非課税世帯	2/3	12万円
上記以外の世帯	1/3	6万円

（例）市民税非課税世帯で工事費が 15 万円の場合

15 万円 $\times$ 2 $\div$ 3 = 10 万円 → 補助金額は 10 万円

3. 手続きの流れ



4. 主な提出書類

1. 交付申請

提出書類	注意事項
【必須書類】 ①～④	
①補助金交付申請書(様式第1号)	・補助対象者が申請者となること
②工事見積書を複写したもの	・会社名、住所、電話番号の記載があるもの ・工事箇所ごとの仕様、数量、工事費が分かるもの
③工事予定箇所の写真 (参考様式)	・申請する全ての工事予定箇所が必要 ・手すり、取り付け位置を写真に明示(手書き可) ・段差解消は、段差にメジャー等を当てること ・既設洋式便器のかさ上げは、メジャー等を入れて工事前後の変化がわかるようにすること
④住民基本台帳等の情報閲覧に関する 同意書(別紙1)	・世帯全員の同意が必要 ・自筆の署名か、それぞれ異なる押印が必要
【該当する場合のみ提出の書類】 ⑤～⑦	
⑤委任状(別紙2)	・手続きを委任する場合に提出 ・申請者(委任する人)の押印が必要
⑥賃貸借契約書を複写したもの	・借家の場合に提出
⑦住宅改修に係る承諾書(様式第2号)	・住宅の所有者の押印が必要

■提出方法

●持参●

熊本市役所 住宅政策課(本庁9階) または 各区の福祉課へ持参

※申請者の持参によらない場合は委任が必要です

例) 申請者のご家族や受注業者が書類を持参する場合は委任状が必要です

●郵送●

〒860-8601 熊本市役所 住宅政策課 バリアフリー補助金担当宛へ郵送

※専用郵便番号のため住所は記載不要です

●電子申請●

Logo フォームから申請

<https://logoform.jp/f/2AMWh>

※署名と押印が必要な書類は、持参または郵送での提出です



2. 完了実績報告

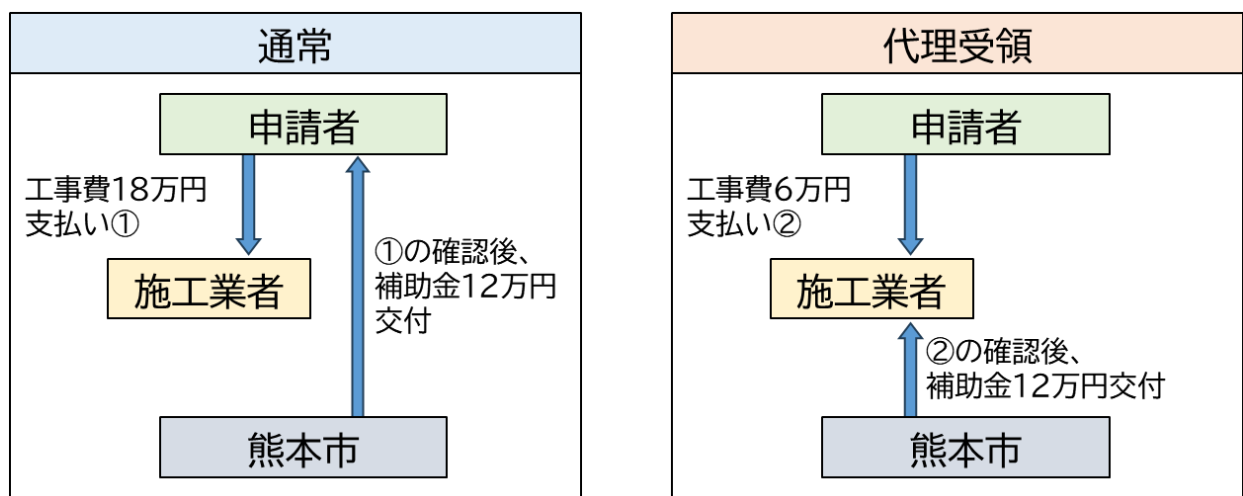
提出書類	注意事項
【必須書類】 ①～④	
①完了実績報告書 兼 補助金交付請求書 (様式第7号)	
②工事請負契約書等を複写したもの	・注文書と請書の写しも可 ・口頭契約を交わし、契約書等の書面が無い場合は補助金の交付対象外
③費用の支払いが確認できる書類	・領収書の写し等
④工事完了箇所の写真	・申請した全ての工事完了箇所の写真が必要
【該当する場合のみ提出の書類】 ⑤	
⑤代理受領委任状(様式第11号)	・申請者から施工業者への支払いは工事費から補助金額を差し引いた額とし、補助金を施工業者が受領する場合に提出 ・申請者(委任する人)の押印が必要

■提出方法

交付申請時と同様

■代理受領

補助金を施工業者が受領し、申請者は施工業者との契約額から補助金額を差し引いた額を施工業者へ支払うこととなります。代理受領制度の活用は施工業者とご相談ください。



例) 非課税世帯で工事費が税込み 18 万円で、補助金額が 12 万円の場合

5. 変更や中止

1. 事業内容の変更

交付決定後に補助事業の内容を変更しようとするときは、事前にご相談ください。変更工事に着手した後や、変更の工事契約後にご相談頂いた場合は、当初の交付決定を取り消す場合があります。

補助事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更承認申請書（様式第4号）に以下の書類を添えて申請が必要です。補助金交付変更承認申請しても、変更が承認されない場合があります。特に完了期限の変更はご相談を頂いた時期によっては承認できない場合があります。

- (1) 変更の内容が分かる書類
- (2) 変更後の工事見積書を複写したもの（補助金額の変更を行う場合）
- (3) その他市長が必要と認める書類

■変更の手続きが必要な場合

- 例) 手すりの本数が増える等の工事内容の変更により交付申請額を変更する
- 例) 工事が順調に進まず、交付決定時の工事完了期限日までに工事が完了できない

■変更手続きが不要な場合

- 例) 手すりの取り付け位置の変更等の軽微な変更で、工事金額に変更がない

2. 事業の中止または廃止

交付決定後に補助事業を中止や廃止をしようとするときは、補助事業中止（廃止）届（様式第6号）を提出が必要です。

6. 書類の記載方法

交付申請書

様式第1号（要綱第8条関係）

（表面）

補助金交付申請書

申請書の提出日
（＝申請日）を記載

令和●年 ●月 ●日

熊本市長 （宛）

（〒 ●●●● ●●●●）

申請者 住所 熊本市中央区手取本町●-●

氏名 熊本 太郎

連絡が取り
やすい番号

電話番号 090-●●●●●-●●●●

熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金の交付を受けたいので、募集要項に記載の交付条件等の全てに同意の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 過年度の本補助金交付状況（※以前に、本補助金の交付を受けた方）

交付の有無 ☐有（令和 3年度） ☐無

過去にこの補助金の交付
を受けたか、チェック

2 補助対象住宅

所有関係 ☐持家 ☐借家（所有者から住宅改修に係る承諾を得ています）

借家の場合は
承諾書が必要

3 総工事費

工事見積書の合計金額（税込） 132,000 円

見積書の
総額、
税込み価格

4 要支援又は要介護認定に関する誓約

☒ 世帯全員が、介護保険法（平成9年法律第123号）による要支援又は要介護認定を受けておらず、また、認定の申請を行っていないことを誓約します。

5 市税の滞納に関する誓約兼同意

☒ 私は、市税について滞納がないことを誓約します。また、当該事実の確認のため、熊本市納税課へ照会することについて、同意します。

チェックが無いと
受け付けできません

6 暴力団の排除に関する誓約兼同意

☒ 世帯全員が、熊本市暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当していないこと、及び今後もこれらに該当しないことを誓約します。また、当該事実の確認のため、熊本県警察本部へ照会することについて、同意します。

※上記4、5、6の項目について、これらに反する事実が判明した場合は本件補助金に係る交付決定の取消し及び返還請求を受けても異議を申し立てないことを誓約します。

7 施工業者

該当するものを囲う

会社名	(株)●●建設	☐ 本店 ☐ 支店または営業所
所在地	熊本市 北区 ●●3丁目2-1	(熊本 支店・営業所)
電話番号	096-●●●●-●●●●	担当者名 肥後 花子
資本金	円	従業員の数 3 人
業種	☐ 建設業・その他の業種 ☐ 卸売業 ☒ サービス業 ☐ 小売業	
暴力団等でない旨の誓約	☒ 私は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号の規定に該当しないことを誓約します。	

施工予定業者
の情報を記載
（施工予定業者
による記載で可）

8 添付書類

(裏面)

書類	確認欄
(1) 工事見積書を複写したもの（工事箇所ごとの仕様、数量、工事費が分かるもの）	
(2) 工事予定箇所の写真（予定工事内容を把握したもの、工事内容を記載したもの）	
(3) 住民基本台帳等の情報閲覧に関する同意書（別紙1）	
(4) 委任状（申請事務を委任させる場合）（別紙2）	
(5) 賃貸借契約書を複写したもの（借家の場合）	
(6) 住宅改修に係る承諾書（様式第2号）（借家の場合）	
(7) その他市長が必要と認める書類	

必要に応じ
確認欄を使用

見積書

書式の定めはありません。

見積りの宛名
=補助金の申請者

熊本 太郎

(参考)
御 見 積 書

様

申請日と同日か、
以前の日付

見積日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

工 事 名 : 熊本 太郎 様邸 BF 改修工事

会社名 (株)●●建設

工事場所: 熊本市中央区手取本町●-●

住所 代表 ●● ●●
熊本市北区●●3 丁目 2-1

納入期日: 令和〇〇年〇〇月〇〇日

TEL: 096-●●●●-●●●●

取引方法: ご協議の上

FAX:

有効期限: 御見積書提出後〇〇日以内

担当: 担当 肥後 花子

合計金額 ￥〇〇〇, 〇〇〇- (税込)

No.	名称	数量	単位	単価 (税抜)	金額
1	浴室 手すり設置 (2箇所)				
	I 型手すり・樹脂製・φ32×800	1	本	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
	L 形手すり・樹脂製・φ32×600×600	1	本	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
	取付費	2	箇所	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
2	コンクリートスロープ				
	解体・撤去	1	式	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
	廃棄物運搬・処分費	1	式	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
	床掘・下地調整 深さ150mm		m ²	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
	クラッシャーラン 厚さ100mm材工共転圧込み		m ²	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
	ワイヤーメッシュ φ4mm 150mm角 材工共		m ²	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
	コンクリート 現場練り		m ²	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
	打設手間		m ²	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
	刷毛引き仕上げ 材工共		m ²	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
	型枠損料		m ²	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
	諸経費	1	式	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
		小計			〇〇〇, 〇〇〇
		消費税			〇〇〇, 〇〇〇
		合計			〇〇〇, 〇〇〇

工事箇所ごとに作成、仕様明記
(工事内容、材料寸法、仕上げ等)

数量明記

工事費明記

工事予定箇所の写真

書式の定めはありません

- ・工事箇所全体が分かるように撮影する
- ・工事前後の比較ができるように、同じアングルで撮影
- ・段差解消や、既設洋便器のかさ上げは、段差にメジャー等を当てる

複数の工事箇所がある場合、 全ての箇所の写真が必要 (参考)	
工事番号1 手すり取付①	工事前
	
	工事後
工事番号1 手すり取付①	工事完了後の写真貼付け ※工事完了後に貼って 上記写真と比較できる状態で提出

(参考)

工事前

工事番号2
段差解消



段差の寸法が
分かるように撮影

工事後

工事番号2
段差解消

工事完了後の写真貼付け
※工事完了後に貼って
上記写真と比較できる状態で提出

住民基本台帳等の情報閲覧に関する同意書

別紙1（様式第1号関係）

住民基本台帳等の情報閲覧に関する同意書

申請日と同日か、
以前の日付

令和●年●月●日

熊本市長（宛）

申請者 住所

熊本市中央区手取本町●-●

氏名

熊本 太郎



（※自署の場合は押印不要）

申請者の「自署」または
「氏名と押印」が必要

私は、熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金の交付申請内容の審査に必要な、世帯員全員に係る住民基本台帳、介護保険認定情報及び税務情報について、市が閲覧することに同意します。

同一世帯員（※自署の場合は押印不要）

氏 名

熊本 市子



氏 名

熊本 民雄



氏 名

印

氏 名

印

氏 名

印

申請者以外の世帯員全員の
「自署」または
「氏名と押印」が必要

注意！

「自署」とは、本人が自分で氏名を記すことです
「押印」する場合は、各々が異なる印鑑を使用すること

委任状

申請日と同日か、
以前の日付

別紙2（様式第1号、様式第4号、様式第6号、様式第7号関係）

令和●年●月●日

熊本市長（宛）

窓口に来る方

委任状

私は、肥後 花子を代理者（窓口に来る方）と定め、下記の事項を委任しました。

- 1 熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金に係る2に示す申請及び報告等の内、各事業に必要な手続の一切を委任される場合は、以下の事項に○をつけてください。



熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修補助金に係る2に示す申請及び報告等の手続における一切を委任

全ての手続きを委任する場合に○

- 2 熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金に係る申請及び報告等の手続のうち一部を委任する場合は、以下の項目の中から該当する事項に○をつけてください。

☐	補助金交付申請書（第8条）
☐	補助金交付変更承認申請書（第11条）
☐	補助事業中止(廃止)届（第12条）
☐	状況報告（第14条）
☐	完了実績報告書兼補助金交付請求書（第15条）
☐	完了後の報告等（第20条）

一部の手続きを委任する場合に○

申請者（委任する方）

住所 熊本市 北区 ●●3 丁目 2-1

氏名 熊本 太郎



閲覧の同意書の印と
同じもの

代理者（窓口に来る方）

住所（又は所在地） 熊本市北区●●3 丁目 2-1

会社名

(株)●●建設

家族等に委任する場合
会社名は不要

氏名

肥後 花子

窓口に来る方と同じ方

電話 096-●●●-●●●●

住宅改修に係る承諾書

様式第2号（要綱第9条関係）

住宅改修に係る承諾書

申請日と同日か、
以前の日付

令和●年●月●日

（申請者）

氏 名 熊本 太郎

私は、上記の者が熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金に係る事業に基づき、私所有の下記の建物について、バリアフリー改修工事を行うことを承諾します。

記

（建物所有者）

住 所（又は所在地） 熊本市南区●●9丁目8-7

氏 名（又は会社名） 本丸 二郎

建物所有者の
押印



（建物）

所在地 熊本市 北 区 ●●3丁目2-1

完了実績報告書件補助金交付請求書

完了関係書類の提出日
(=完了日)

様式第7号(第15条関係)

令和●年●月●日

熊本市長 (宛)

申請者

住 所

熊本市中央区手取本町●-●

交付決定通知書の通りに記入
令和●年●月●日 住政発第 000XXX号
6桁の数字をそのまま↑

名

熊本 太郎

完了実績報告書兼補助金交付請求書

令和 ● 年 ● 月 ● 日付け 住政 発第 000XXX 号で交付決定通知のあった熊本市高齢者住宅
バリアフリー化改修費補助金について、補助事業が完了したので、関係書類を添え下記のとおり報告すると
ともに、補助金を請求します。

交付決定通知書の
交付決定額

代理受領の場合も記載が必要、
その場合は代理受領者の情報を記載

1 請求金額 金 ￥ 44,000 円

2 口座振込先

金融機関名	
●●●●	●●●●
銀行 金庫 農協	本店 支店 出張所
預金種別	口座番号
普通・当座・その他	●●●●●●●●
フリガナ	クマモト タロウ
口座名義	熊本 太郎

該当するものを囲う

3 添付書類

- (1) 工事請負契約書等を複写したもの
- (2) 補助事業に係る費用の支払いが確認できる書類(領収書を複写したもの等)
- (3) 工事完了箇所の写真(工事着手前の写真と同じ角度で撮影し、工事内容を記載したもの)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(1) 工事請負契約書の日付は、交付決定日以降
(2) 領収書の日付は、契約日以降
(3) 写真は、工事前と比較できるように
(4) 代理受領する場合は、代理受領委任状

代理受領委任状

委任した日

令和●年●月●日

様式第11号（第21条関係）

熊本市長（宛）

申請者住所 熊本市中央区手取本町●-●

氏名 熊本 太郎

代理受領委任状

熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金について、補助金の受領を、下記の代理受領者に委任します。

記

1 代理受領者

所在地 熊本市北区●●3丁目2-1

会社名（又は氏名） (株)●●建設

代表取締役 肥後 三郎

電話番号 096-●●●●-●●●●

施工業者が代理受領する場合、「代表取締役」等の役職を記載

請求書と同内容

代理受領者と口座の名義人は同じ方

2 口座振込先

金融機関名	
●●●●	銀行 金庫 農協
●●●●	本店 支店 出張所
預金種別	普通・当座・その他
フリガナ	ヒゴ サブロウ
口座名義	肥後 三郎

該当するものを囲う

工事完了箇所の写真

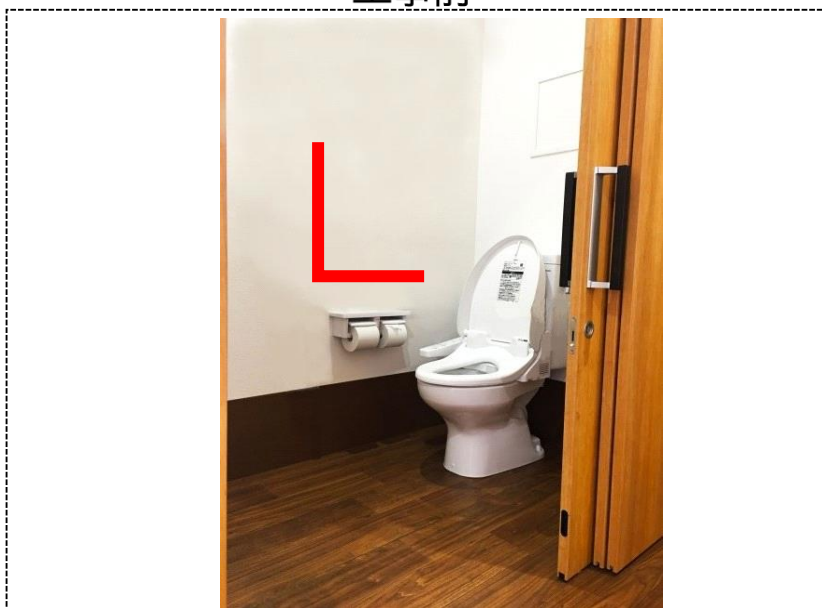
書式の定めはありません

- ・工事箇所全体が分かるように撮影する
- ・工事前後の比較ができるように、同じアングルで撮影
- ・段差解消や、既設洋便器のかさ上げは、段差にメジャー等を当てる

(参考)

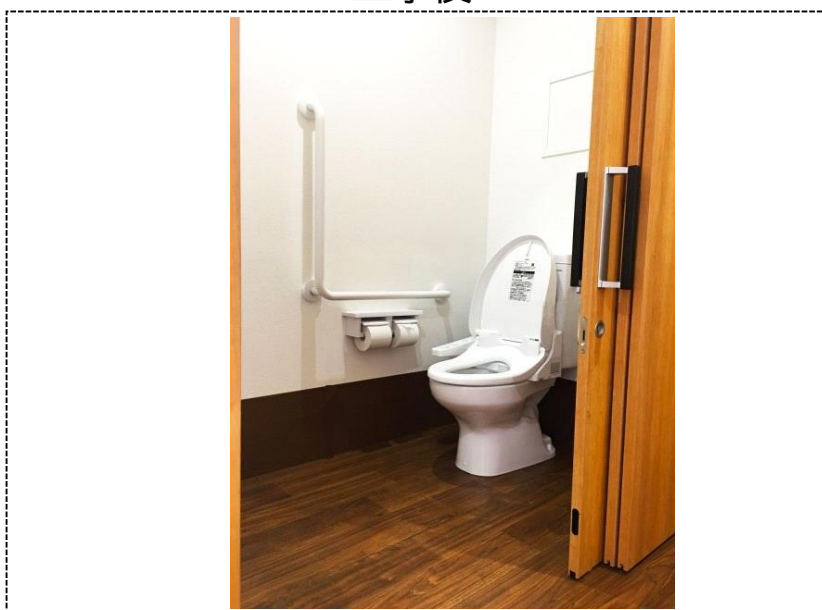
工事前

工事番号1
手すり取付①



工事後

工事番号1
手すり取付①



(参考)

工事前

工事番号2
段差解消



工事後

工事番号2
段差解消



補助金交付変更承認申請書

変更申請書の提出日
(=申請日)を記載

様式第4号(第11条関係)

令和●年●月●日

熊本市長 (宛)

申請者 住所 熊本市中央区手取本町●-●

交付決定通知書の通りに記入
令和●年●月●日 住政発第 000XXX号
6桁の数字をそのまま↑

氏 名 熊本 太郎

補助金交付変更承認申請書

令和 ●年 ●月 ●日付け 住政発第000XXX号で補助金交付決定通知のあった熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金に係る事業について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

交付決定通知書の
交付決定額

1 変更する項目(下記の○印をつけている項目が該当)

補助金額	既交付決定額		金	44,000	円
	変更後の工事見積書の合計金額（税込）		金	176,000	円
完了期限	交付決定通知に付された完了期限			年	月 日
	変更後の工事完了予定日			年	月 日
施工業者	会社名	☐ 本店 ☐ 支店または営業所 （			

変更見積書の
総額、
税込み価格

2 添付書類

- (1) 変更の内容のわかる書類
- (2) 変更後の工事見積書を複写したもの(補助金額の変更を行う場合)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(1) 写真、図面、カタログ等
(2) 変更内容の仕様、数量、金額がわかるもの

補助事業中止(廃止)届

様式第6号(第12条関係)

熊本市長 (宛)

届の提出日
(=届出日)を記載

令和●年●月●日

申請者 住 所 熊本市中央区手取本町●-●

交付決定通知書の通りに記入
令和●年●月●日 住政発第 000XXX号
6桁の数字をそのまま↑

氏 名 熊本 太郎

補助事業中止(廃止)届

令和 ●年●月●日付け 住政発第000XXX号で交付決定通知のあった熊本市高齢者住宅
バリアフリー化改修費補助金に係る事業について、下記のとおり中止(廃止)したいので届け出ます。

記

中止(廃止)理由

例) 転居することとなり、バリアフリー改修が不要となったため。

7. よくある質問と回答(Q&A)

1. 手続きについて

Q	65歳未満の家族が同一世帯にいる場合は申請できますか。
A	できます。
Q	「年度内」または「年度をまたいで」の複数回の申請はできますか。
A	1世帯につき補助上限額に至るまではできます。
Q	「要介護」または「要支援」の認定を受けている場合は申請できますか。
A	できません。
Q	補助金交付後に要支援・要介護認定となった場合は「介護保険住宅改修費制度」を活用できますか。
A	できます。「介護保険住宅改修費制度」は介護保険課へお問い合わせを。 熊本市 介護保険課(TEL:096-328-2347)
Q	「障がい」の認定を受けている場合は申請できますか。
A	65歳以上であればできます。 「障害者住宅改造費助成事業」は障がい福祉課へお問い合わせを。 熊本市 障がい福祉課(TEL:096-361-2519)
Q	「要支援」または「要介護」の認定を受けていたが、更新漏れにより認定期限が切れた場合は申請できますか。
A	できません。

Q	提出する 写真の注意点 はありますか。
A	以下に注意して撮影してください。 ・工事箇所全体が写っている ・工事前後について同アングルで比較ができる ・手すりは、工事前写真に取り付け位置を明示する(手書き可) ・段差解消や既設洋便器のかさ上げは、工事前後で高さの変化がわかる 例)メジャー等をメモリが読めるように添えて撮影

Q	完了実績報告時に提出する 工事請負契約書等の写し等 とは何ですか。
A	注文書と請書です。

Q	領収証の宛名が申請者でない 場合は補助金の受領ができますか。
A	できません。申請者宛ての領収証が必要です。

Q	工事内容の変更や追加 が発生した場合はどうしたらいいですか。
A	交付決定前であれば、書類の出し直しをしてください。 交付決定後であれば、変更工事の契約・着手前に住宅政策課へ相談のうえ、補助金交付変更承認申請書(様式第4号)、変更内容がわかる写真、変更後の工事見積書の写しを提出してください。手すりの取り付け高さ等の軽微な変更は、変更承認申請書の提出は不要です。

Q	鉛筆やこすると消えるボールペン等の消すことのできる筆記具で記入できますか。
A	修正や改ざんの可能性があるので、できません。消えない黒ボールペン等で記入してください。

Q	領収証の収入印紙は必要ですか。
A	印紙税法により領収書の発行元は5万円以上、100万円以下の領収証に対しては200円の収入印紙を貼る義務があります。

2. 補助対象工事について

【全般】

Q	老朽化を理由に行う工事は補助対象になりますか。 例)手すりがグラグラするので付け直す、取替える 例)床材の劣化が著しいので貼替える
A	なりません。高齢者の方が行う場合でも、老朽化に伴う工事は対象外です。
Q	現場管理費等の諸経費は補助対象になりますか。
A	なります。
Q	申請者やその家族が行うバリアフリー改修工事は補助対象になりますか。
A	材料の購入費のみ対象になります。この場合の家族とは、同居親族または3親等以内の親族とします。
Q	大工や技術資格者ではない者が行うバリアフリー改修工事は補助対象になりますか。
A	材料の購入費のみ対象になります。
Q	新築住宅のバリアフリー改修工事は補助対象になりますか。
A	なりません。ただし、住宅の竣工日以降に新築工事と別の契約で行うバリアフリー改修工事は対象になります。
Q	賃貸住宅の退去時の原状回復のための工事は補助対象になりますか。
A	なりません。
Q	マンションやアパート等の共同住宅の共用部分のバリアフリー改修工事は補助対象になりますか。
A	なりません。

Q	店舗等の用途を兼ねる併用住宅の店舗部分のバリアフリー改修工事は補助対象になりますか。
A	なりません。

Q	バリアフリー化改修のため柱や壁の撤去を伴う工事は補助対象になりますか。
A	なりません。ただし、建築士等の専門家に相談のうえ安全性を確保して行う工事であれば対象となる場合もあります。

Q	メーカー仕様と異なる施工をする場合は補助対象になりますか。
A	なりません。基本的にメーカーの仕様を遵守してください。ただし、施工業者の保証が書面で発行される工事であれば対象となる場合もあります。

【手すりの取り付け】

Q	玄関から道路までの手すりの取り付けは補助対象になりますか。
A	なります。
Q	既存の手すりの位置を変更する工事は補助対象になりますか。
A	なります。
Q	下地補強後に壁紙を貼り替える工事は補助対象になりますか。
A	下地補強した部分の壁紙を貼り替える工事のみ補助対象となります。
Q	複数のメーカーの部材を混在した手すりの取り付け工事は補助対象になりますか。 例)異なるメーカーの「手すり棒」と「手すり棒を支えるアーム」を組み合わせる
A	メーカーの仕様基準を満たさないことになるため、なりません。ただし、施工業者の保証が書面で発行される工事であれば対象となる場合があります。
Q	ねじ等を使用せず、固定材(接着剤)による取り付ける工事は補助対象になりますか。
A	メーカー仕様の通りであれば補助対象になります。

【段差の解消】

Q	ユニットバスを設置することで段差解消を行う工事は補助対象になりますか。
A	以下のいずれかを目的とした場合は補助対象となります。段差解消に要する費用を見積書で明確にしてください。 ・脱衣所と浴室の段差解消 ・浴室床と浴槽底の高低差の解消や浴槽縁の立ち上がり高さの緩和
Q	浴室床と浴槽底の高低差の解消や浴槽縁の立ち上がり高さの緩和のための、浴槽の取り替え工事は補助対象になりますか。
A	なります。
Q	すのこを製作し浴室床等に設置する工事は補助対象になりますか。
A	なりません。
Q	玄関の上がり框の段差の緩和のための、上がり框の段の追加や式台の設置等の工事は補助対象となりますか。
A	なります。ただし、持ち運び可能なものは補助対象としますので、式台は釘やねじ等で固定してください。
Q	玄関ドアから道路までの動線上の段差の緩和のための、階段の撤去や階段・スロープの設置の工事は補助対象になりますか。
A	幅 1mまでは補助対象となります。幅1mを超える場合には、面積比で按分して補助対象額を算定することになりますので、面積比が分かる図面などを添付してください。
Q	昇降機・リフト・段差解消機等といった床段差を解消する機器を設置する工事は補助対象になりますか。
A	なりません。また、機器設置に伴う付帯工事も補助対象になりません。
Q	屋外のスロープの勾配の基準はありますか。
A	原則として、1/12 以下(高低差が 16 cm以下の場合には 1/8 以下)とってください。

【滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は外構通路の材料の変更】

Q	階段へ滑り止めのシートを貼る工事や、滑り止めのゴム等の取り付ける工事は補助対象になりますか。
A	なります。

Q	滑りの防止を図るため床材の表面に溝をつける等で加工する工事は補助対象になりますか。
A	なります。

Q	滑り止め機能を有するマットを、床面への固定はせずに浴室内に敷くことは補助対象になりますか。
A	なりません。

Q	床へカーペットを張りつける工事は補助対象になりますか。
A	接着材等で固定する場合は補助対象となりますが、容易にはがせる置き敷きのカーペットやタイルカーペット等は、補助対象になりません。

Q	補助対象となる外構通路の材料にはどのようなものが考えられますか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として補助対象になりますか。
A	コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。ただし、タイル・レンガについては、滑りくいということがカタログで確認ができ、路面を平滑にできるものに限ります。また、これらの工事に伴う、路盤の整備は付帯工事として補助対象になります。

Q	ユニットバスを設置することで滑り防止を行う工事は補助対象になりますか。
A	以下のいずれかを目的とした場合は補助対象となります。滑り防止に要する費用を見積書で明確にしてください。 ・浴室床を滑りにくい床材へ変更する

【引き戸等への扉の取替え】

Q	扉そのものを取替えず、開き勝手を変更する(右開きを左開きにする等)工事は補助対象になりますか。
A	なります。

Q	引き戸の開閉が困難なため、引き戸を取替える工事は補助対象になりますか。
A	なります。

Q	戸の開閉が困難なため、戸をカーテンに取替える工事は補助対象になりますか。また、その際の扉枠の撤去も、補助対象になりますか。
A	なります。また、扉枠の撤去も交換に伴う付帯工事として補助対象になります。

【洋式便器等への便器の取替え等】

Q	和式便器を取り壊し、別の場所に洋式便器を新設する工事は補助対象になりますか。
A	なります。ただし、和式便器は取り壊すことが前提です。
Q	和式便器を洗浄機器等がついた洋式便器へ取替える工事は補助対象になりますか。
A	洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合は補助対象になります。ただし、壁取り付けリモコンは補助対象になりません。
Q	便座の高さが既存より高い洋式便器に取替える工事は補助対象になりますか。
A	なりません。
Q	補高便座を用いて便座の高さを高くすることは補助対象になりますか。
A	なりません。
Q	便器の取替え工事中に仮設トイレを設置したのですが、仮設トイレの設置に係る費用は補助対象になりますか。
A	なりません。
Q	和式便器の上に腰掛式の便器を置くことは補助対象になりますか。
A	なりません。
Q	車いす使用に対応する目的で、既存の便所を拡張する工事は補助対象になりますか。
A	なりません。

高齢者住宅バリアフリー化改修費補助事業
補助申請要領（マニュアル）
熊本市 都市建設局 住宅部 住宅政策課
〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
TEL 096-328-2989
